

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和7年4月30日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	御中
---	----

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和7年6月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯 99 点

ロ 小臼歯・前歯 62 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

イ 大臼歯 33 点

ロ 小臼歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 38 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 38 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11 点
 - ロ 複雑なもの 29 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8 点
 - b 複雑なもの 21 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9 点
 - b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4 点
 - ロ 複雑なもの 11 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3 点
 - b 複雑なもの 8 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6 点
 - b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,884 点
- (2) 4 分の 3 冠 2,355 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 397 点
 - b 複雑なもの 733 点
 - ロ 5 分の 4 冠 923 点
 - ハ 全部金属冠 1,161 点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 270 点
 - b 複雑なもの 537 点
 - ロ 4 分の 3 冠 663 点
 - ハ 5 分の 4 冠 663 点
 - ニ 全部金属冠 831 点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー

a 単純なもの	26 点
b 複雑なもの	46 点
ロ 5 分の 4 冠	59 点
ハ 全部金属冠	73 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	17 点
b 複雑なもの	34 点
ロ 4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	42 点
ハ 5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	42 点
ニ 全部金属冠	53 点
M010-2 チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3 接着冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 前歯	663 点
(2) 小臼歯	663 点
(3) 大臼歯	923 点
2 銀合金	
(1) 前歯	42 点
(2) 小臼歯	42 点
(3) 大臼歯	59 点
M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	397 点
ロ 小臼歯・前歯	270 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	26 点
ロ 小臼歯・前歯	17 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,035 点
2 銀合金を用いた場合	118 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015 非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジージャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき） 29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,337 点

ロ 小臼歯 1007 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 58 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 803 点

ロ 小臼歯 1,007 点

ハ 大臼歯 1,337 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 74 点

ロ 小臼歯 74 点

ハ 大臼歯 74 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき） 1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から 4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から 8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から 11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から 14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	2,175 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,770 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	1,770 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,359 点
	ハ 前歯（切歯）	1,046 点
2	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	1,069 点
	ロ 犬歯・小臼歯	836 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	734 点
	ロ 犬歯・小臼歯	638 点
	ハ 前歯（切歯）	592 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,026 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	793 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	296 点
(2)	犬歯・小臼歯	319 点
(3)	大臼歯	367 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小臼歯	30 点
(3)	大臼歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 733 点

ロ 小臼歯・前歯 537 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 46 点

ロ 小臼歯・前歯 34 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,714 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>99 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>62 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,884 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,355 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>397 点</u> b 複雑なもの <u>733 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>98 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>61 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,784 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,229 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>388 点</u> b 複雑なもの <u>718 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>923 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>903 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,161 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,137 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>270 点</u>	a 単純なもの	<u>264 点</u>
b 複雑なもの	<u>537 点</u>	b 複雑なもの	<u>526 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>663 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>649 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>663 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>649 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>831 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>814 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>46 点</u>	b 複雑なもの	<u>45 点</u>
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	<u>73 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>72 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>17 点</u>	a 単純なもの	<u>16 点</u>
b (略)		b (略)	
ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>42 点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41 点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>42 点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41 点</u>
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>663 点</u>	(1) 前歯	<u>649 点</u>
(2) 小臼歯	<u>663 点</u>	(2) 小臼歯	<u>649 点</u>
(3) 大臼歯	<u>923 点</u>	(3) 大臼歯	<u>903 点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>42 点</u>	(1) 前歯	<u>41 点</u>
(2) 小臼歯	<u>42 点</u>	(2) 小臼歯	<u>41 点</u>
(3) (略)		(3) (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>397 点</u>	イ 大臼歯	<u>388 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>270 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>264 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ (略)		イ (略)	
ロ 小臼歯・前歯	<u>17 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>16 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,035 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,014 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>118 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>117 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,337 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,309 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,007 点</u>	ロ 小臼歯	<u>986 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>58 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>57 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>803 点</u>	イ 前歯	<u>787 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,007 点</u>	ロ 小臼歯	<u>986 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,337 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,309 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>74 点</u> ロ 小臼歯 <u>74 点</u> ハ 大臼歯 <u>74 点</u> M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>2,175 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,770 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>1,770 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,359 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>1,046 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>1,069 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>836 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>734 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>638 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>592 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1 個につき) 1 (略) 2 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>1,026 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>793 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	(2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>73 点</u> ロ 小臼歯 <u>73 点</u> ハ 大臼歯 <u>73 点</u> M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>2,045 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,664 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>1,664 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,278 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>984 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>1,047 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>818 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>718 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>625 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>579 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1 個につき) 1 (略) 2 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>965 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>746 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)
--	--

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>296 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>319 点</u> (3) 大臼歯 <u>367 点</u> 2 (略)	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>290 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>312 点</u> (3) 大臼歯 <u>359 点</u> 2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>733 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>537 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>46 点</u> ロ (略) (キーパー) (略)	M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>718 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>526 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>45 点</u> ロ (略) (キーパー) (略)
M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,714 点</u> (2) (略) 2 (略)	M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,678 点</u> (2) (略) 2 (略)
M030 (略)	M030 (略)